

昭和初期の時局匡救と町村事業

建設省 松浦茂樹

Shigeki MATSUURA

日本は不況の中で昭和を迎えたが、1929（昭和4）年、ニューヨークウォール街での株式大暴落に端を発する世界大恐慌が発生し、日本経済は大混乱に陥った。この後、1931年12月、金本位制を推進していた民政党から政友会へ政権は移動し、大蔵大臣に高橋是清が就任した。彼は金本位制からの離脱、通貨管理制度へ移行し、景気浮揚を図るための積極的な財政支出を行った。いわゆる「高橋財政」であるが、農村救済のため1932（昭和7）年から1934年にかけて時局匡救事業を行った。この事業において河川、道路、港湾を担当する内務省は中心的な役割を担った。

時局匡救事業は、疲弊窮乏の極みにあった農村漁村の救済を目的とし、土木事業への労務提供によって賃金を得、自力更正の糧とするものだった。さらに地方産業発展の基盤となることを期待し、執行された。社会政策とともに産業基盤の整備という課題にも対処しようというものだった。

時局匡救事業の大きな特徴は、4分の3の国庫補助の下に全国津々浦々で町村事業が行われたことである。その割合は全事業費の約40%であったが、箇所数では多くを占めた。そして不熟練者で困窮な地元民の雇用を優先にして、公正に間違いなく賃金を行き渡らせるため、原則として直営により進められた。だが町村の多くは技術的能力に欠けていたこともあって、府県による指導・監督が重要な役割を担った。

景気は1932年度後半から回復過程に入ったが、時局匡救事業が社会安定の下支えになったことは否定できないだろう。

キーワード 昭和恐慌、農村救済、直営

1. はじめに

1923（大正12）年に関東大震災に襲われたこともあり、日本経済は長期にわたる不況の中で1926年、昭和を迎えた。1920年代は慢性不況の時代といわれ、翌1927年には金融恐慌が生じ、鈴木商店の閉店、多くの銀行で取付け騒ぎとなった。さらに1929（昭和4）年、ニューヨークウォール街での株式大暴落に端を発する世界大恐慌が発生した。

この大恐慌は、1930年1月11日に平価で金本位体制に復帰した日本経済を直撃し、日本経済は大混乱に直面した。最も深刻な不況に陥った東北地方などの農村では娘の身売りなどの惨状となり、社会不安は深刻化した。軍部にも激しい動揺が生じ、1931（昭和6）年、満州事変の勃発となって十五年戦争の

火ぶたが切られ、翌年には五・一五事件などのテロ、クーデターが発生したのである。

一方、経済政策は1931年12月、金本位制を推進していた民政党から政友会へ政権が移動したのに伴い、高橋是清が大蔵大臣に就任し、金本位制からの離脱、通貨管理制度に移行し積極的な財政支出を行う方針に転換した。いわゆる「高橋財政」であるが、景気浮揚を図るため、この財政支出の中心は軍事費の増大とともに、1932（昭和7）年から1934年にかけて行われた時局匡救事業（農村救済、農村振興土木事業）である。この事業において内務省は農村省とともに中心的な役割を担った。そして臨時的といいながら大規模に行われたこの公共土木事業は、今日に到るまで公共事業執行体制に大きな影響を与えている。公共事業執行において一つのエポックであったと評してよい。

本論文は、この時局匡救事業について、特にこの事業において特徴的であり、また重要であった町村事業を中心に論ずるものである。

2. 時局匡救事業の概要

1932（昭和7）年5月の第62臨時会議で時局匡救決議が行われ、同年8月に招集された第63臨時議会（時局匡救議会と称せられた）で、農村救済のための三ヶ年の時局匡救の支出が決定された。当時の失業状況についてみると、内務省社会局調査による失業者（就業の意志及び能力を有するに拘はらず種々な外部的原因に強制されて就業の機会を得ざるもの）数は、1930年6月で次のように推定されていた¹⁾。

	失業者数	要救済者数
合 計	386394人	151511人(総数の39%)
(内 訳)		
給料生活者	77927人	28972人
日雇労働者	130913	68002
其の他労働者	177554	54537

この失業者数のうち3分の2が六大都市及び福岡に集中していた。大都市を中心とした彼ら失業者の

救済のため、1921（大正10）年に職業紹介法が公布されていたが、1925（大正14）年、六大都市に国庫補助を行い冬期に限った失業救済事業を進めた。その後、世界大恐慌に襲われた1929（昭和4）年11月以降、これを失業救済事業と正式に称して冬期のみならず一年中を通じる事業とした。地方公共団体による失業救済事業の状況は表-1にみるとおりであるが、国庫補助に頼らない失業救済事業も行われていた。だが1930年12月での平均1日就業人員3万4千人は、要救済者数の22%に過ぎなかった。

翌1931年度は、地方公共団体による事業に加え国の予算に失業救済道路改良を新たに設け、失業救済土木事業が行われた。道路改良事業は、3650万円の事業費でもって行うこととなった。このうち1850万円は国道改良、1800万円は府県道改良であったが、国道改良は原則3分の2の国庫負担により国直轄で行われた。これは道路事業に対して本格的な直轄事業の始まりであった。また府県道路改良事業に対しては事業費の3分の1を限度として補助が行われた。これらの国庫支出に対し、合わせて2200万円が道路

表-1 失業救済事業一覧表（昭和4年11月以前は自由労働者、其後は一般労働者及び給料生活者救済事業）

年 度	事業費 予算額	内労力費	使用労働 者延人員	平均一日 使用人員	工事施工団体	工 事 種 類
大正14	円 5776000	円 1785700	人 964800	人 6830	大阪府、東京、京都 大阪、横浜、名古屋 神戸各市	道路、橋梁、軌道、上下 水道、河川、埋立、下水 道掃除
大正15 昭和 1	3432000	1323800	689300	6190	"	道路、上下水道、河川 埋立
" 2	3522000	1500900	771600	5740	神奈川県、東京、京都 大阪、横浜、名古屋 神戸各市	上下水道、河川、プール 築造
" 3	2758000	1148600	611600	4880	"	上下水道、道路、港湾 河川、埋立、砂採取
" 4	14325000	2228900	1230100	10220	東京都、大阪府、横浜 門司、小倉、堺、東京 京都、川崎、名古屋 神戸各市、巢鴨町	道路、河川、瓦斯、上下 水道、高速度鉄道
" 5	54154000	12300000	6900000	34000	" 江戸川上水町村組合	道路、橋梁、河川、軌道 上下水道、埋立、高速度 鉄道

出典 中川吉造「失業救済と土木事業に就て」1931年『土木学会誌』第2号

公債によって調達された。

また翌1932年度には、5月23日に召集された第62議会で可決された事業費約5,520万円からなる産業振興土木事業が執行された。事業の内訳は、道路改良3,430万円、河川改修1,520万円、港湾改良570万円で、執行機関としては国直轄事業費2,580万円、京浜都市の街路事業も含めて府県事業費2,940万円であった²⁾。

この産業振興土木事業に引き続いて、疲弊の極に達していた農村救済のために時局匡救事業が行われたのである。時局匡救議会で決定された財政規模は、中央・地方合わせて3ヶ年度8億円の事業予算と各種低利融通資金8億円からなる計16億円であった。産業振興土木事業に比べて事業規模はずっと大きい。事業予算についてみると、当初の総額8億円は、国の負担6億円、地方の負担2億円であった。しかし実際の3ヶ年度の支出は国庫負担は約5億円となり、地方負担は約3億円となって地方負担が約1億円増えたのである。この事業費のうち内務省所管分は約50%強、農林省所管分は約30%であった。

このように地方財政に負担する割合は大きかったが、大不況により疲弊していた地方財政なので、一般歳入においてまかなうことは不可能だった。多くの部分を起債に頼ったが、府県債は国の許可を不要とし、市町村債に対しては内務・大蔵両大臣の許可権限を地方長官に委任するなど、起債に関する手続きを簡単にした。また起債に対して貯金部低利資金を融通する外、この借入金に対して7年度以降の3ヶ年間、利子の金額を国庫から補給した。

なお参考までに1931年度の国家予算額をみると追加予算を含めて約14億94万円であった。また1932（昭和7）年から1939年までの一般会計支出の軍事費（陸海軍省費の合計）をみると25億円である。さらに当時の国民所得額は180億円といわれる³⁾。

3. 内務省土木局における時局匡救事業

土木局管轄の河川・道路・港湾事業についてみよう。事業費総額は2億9,700万円で、約8億円の時局匡救事業に対して4割弱と、重要な役割を果たしたのである。ところで失業救済と土木事業との関連について、1931年開催された土木学会総会で、内務省土木技師のトップの内務技監であるとともに、当時

の土木学会会長であった中川吉造は、土木事業が失業救済事業に最も適当として次の三つの理由をあげている⁴⁾。

- (1) 其の事業費の大部分が賃金所得となること。
- (2) 格別熟練を要せず誰にでも出来る仕事なること。
- (3) 其の事業が直ちに或いは間もなく其の効力を発揮すること。

中川はまた、それぞれの土木事業で直接労働賃金となる割合について、河川工事で70%、湾岸工事で50%、道路工事で10%ないし60%と述べている。

さて時局匡救事業は、疲弊窮乏の極みにあった農山漁村の救済が目的であった。山本達雄内務大臣は、予算成立前の1932（昭和7）年8月18日の内務部長・土木部課長会議で、次のように事業の性格を述べている⁵⁾。

「其の計画も自ら土木、衛生、社会施設等、相当多方面に亘ることと為るのでありますが、就中其の主要なる部分は、全国的に土木事業を起興し、之に依りて窮乏せる地方民に普く労働の機会を与へ、其の勤労に依りて収入の増加を図り、以て自力更生の資を得しむると共に、将来地方産業の進展に資せしめんとすることに在るのであります。」

「今回起興せんとする事業は、固より之に依り国民をして自力更正の資を得しめんとするの目的に出づるものでありますけれども、其の内容は何れも産業振興の基礎をなす等地方永久の利益となるべきものを選定すべき筋合いであります。」

このように土木事業への労務提供によって賃金を得、自力更正の糧とするとともに地方産業発展への基礎となることを期待するとの考えの下で、農村救済土木事業は執行されたのである。社会政策とともに、あわせて産業基盤の整備という課題にも対処しようとしたのである⁶⁾。

執行におけるその基本方針、また執行状況からその特徴を整理すると、次のようになる⁷⁾。なお町村事業における具体的状況は次章で詳説する。

1. 事業の配分を農村疲弊の程度に応じて行ったこと。

事業費の各府県への配分に当たっては、農業漁業者の数を基礎とし、疲弊の程度が著しい地方には厚く配分する方針をとった。また国の直轄事業と、府

県事業のうち中小河川事業と地方港湾事業については、その施行箇所は国によって指定したが、これ以外の事業は府県知事が管内事情、他の土木、農村土木事業との関係を勘案した上で選択させた。

2. 事業の選択基準を定めたこと。

本事業はすみやかに着手して竣功する必要があるので、容易に執行することのできる工法でかつ労力費の多いものを採用することとした。

3. 工事の執行は、原則として直営で行ったこと。

本事業は、農民を就労させることが目的であり、また賃金が搾取されるのを避ける必要があるので、特別の理由があるものを除いて原則として直営によって工事を執行することとした。つまりたとえ少々、工事が非経済的になる場合があるとしても、就労の均等と中間搾取を防止するために直営を原則としたのである。止むを得ず請負とする場合は、請負人は地元農民を使用することを請負条件に入れた。

4. 地元農民の就労の機会を均等となるようにしたこと。

地元農民の就労の機会を、公平に分配する必要がある。このため起業者である国、府県、町村にそれぞれの工事に対する就労圏を協定で定め、就労者の割当を行って就労の機会を均等になるようにした。

5. 労働賃金の統制を図ったこと。

就労する農民に対して、特に低賃金の支給は本事業の目的にあわない。また高賃金を支給して、地方の労働賃金を昂騰させることも避けなければならない。このため起業者たる国、府県、町村は互に協定して大体の一定水準を定めて賃金を支給することとした。

6. 賃金と農民の負担金との相殺を許さなかったこと。

本事業の趣旨に反するので、起業者の支払うべき賃金と農民が負担している税金等との相殺は認めなかった。

7. 町村事業に対し、指導方法を講じたこと。

全国の各町村の於て一斉に土木事業を起こしたことは今回が初めてであった。町村では技術員を確保しているところは少ないので、府県に担当者を置いて町村に対する事業施行の指導を行わせた。

このように疲労困ぱいしている農山漁村の救済という社会政策を主要目的として行われたが、土木局

の総事業費2億9,700万円のうち直接労働費としては54%の1億6,200万円が向けられたと推定され、就労者数は延べ23072万人と算出されている⁸⁾。

河川、道路、港湾の事業状況について簡単にみていこう。それぞれの事業の内訳、及び負担の状況をみたのが表-2である。これで分かるように、内務省土木局管轄の事業費2億9,700万円のうち道路事業費は1億8,320万円、河川事業費9,120万円、湾岸事業費2,250万円であった。道路事業費が約62%を占めており、道路のウエイトが高かったことが分かる。執行機関についてみると、府県執行44%、町村執行39%と地方事業が大きな割合を占め、国直轄は17%と小さかった。また事業費の負担についてみると、国庫負担が62%と最も大きく、府県が28%、町村10%の負担割合となっている。率の高い補助の下に、府県、町村が執行していったことが理解される。

4. 時局匡救事業における町村事業

時局匡救（農村振興土木）事業の特徴は、何といっても国庫補助の下に全国津々浦々で大々的に行われた町村事業である。町村事業こそが、普遍的で早く困窮者に金が回ることを大きな目的とした時局匡救事業の眼目であった。それはいうまでもなく疲弊した農（漁）民に生活の糧となる賃金を与えるのに、最も妥当だったからである。例えば内務大臣は「国道より県道、県道より町村道の方が普遍的で早く金が回る」と述べている⁹⁾。対象となった事業は、町村道、河川の堤防・護岸・水制・浚渫、港湾の棧橋・物揚場・岸壁・護岸・防波設備・浚渫・海岸堤防等であった。これらの中から経済上、最も効果があり工法が容易にして労力費の多いものが選択されたが、中でも町村道の割合が最も大きかったのである。

事業執行は、基本的には直営で行われた。1932（昭和7）年度の状況は総事業費7400万円のうち4436万円が町村事業として16107ヶ所で行われ、この内9791ヶ所（61%）が直営であった¹⁰⁾。一ヶ所あたりの事業費は2700円となる。その他の方法として地元（大字）請負（31%）、民間請負（8%）であった。民間請負で執行した工事は、主として特殊技術を必要とする橋梁またはコンクリート工である。裏返しに言えば町村直営、さらに地元請負で行われたほとんどの工事は、熟練を要しない単純な土工を中心と

表-2 時局匡救土木事業費の内訳

①内務省土木局所管時局匡救土木事業費

(単位千円)

支 出 総 額	国庫負担額	地方費負担額	うち府県負担額	うち町村負担額
296,953	183,536	113,416	84,633	28,783
うち直轄事業費 51,811(17%)	39,490	12,321	12,321	
うち府県執行事業費 129,944(44%)	57,633	72,300	72,311	
うち町村執行事業費 115,195(39%)	86,412	28,783		28,783

②河川関係事業費

(単位千円)

事 業 費 総 額	国庫負担額	府県負担額	町村負担額	備 考
91,199	58,410	29,236	3,553	
うち中小河川改良事業費 54,436	30,625	20,257		1/2補助 3/4補助(府県を通じて)
うち府県執行 40,222	19,965	20,257		
うち町村執行 14,213	10,660		3,553	
うち府県執行砂防工事 14,475	8,750	5,725		1/2~2/3の国庫補助
うち直轄事業費 22,287	19,033	3,254		規定工事費の繰上 新規+規定工事費の追加
うち直轄治水事業 14,090	13,990	100		
うち直轄砂防事業 8,197	5,043	3,154		

③道路関係事業費

(単位千円)

事 業 費 総 額	国庫負担額	府県負担額	町村負担額	備 考
183,211	111,746	47,191	24,274	
うち直轄国道改良 24,506	16,839	7,667		
うち府県執行改良 61,603	22,080	39,523		1/3補助
うち町村執行の道路改良 97,101	72,827		24,274	3/4国庫補助(府県を通じて)

④港湾関係事業費

(単位千円)

事 業 費 総 額	国庫負担額	府県負担額	町村負担額	備 考
22,543	13,380	8,206	957	
うち直轄事業費 5,018	3,618	1,400		規定費の繰上+関門海峡の改良及び新規
うち府県執行の 地方港湾改良費 13,644	6,838	6,806		1/2国庫補助
うち町村執行の 地方港湾改良費 3,881	2,924		957	3/4国庫補助(府県を通じて)

⑤事業費別執行額

(単位千円)

	事 業 費	国 庫 負 担 金 額	府 県 負 担 額	町 村 負 担 額
河川関係	91,199 (31%)	58,410	29,236	3,553
道路関係	183,211 (62%)	111,746	47,191	24,273
港湾関係	22,543 (7%)	13,380	8,206	957
合 計	296,953(100%)	183,536(62%)	84,633(28%)	28,763(10%)

(注) 武井群嗣「匡救事業の善後措置」『水利と土木 第8巻 第4号』1935年に基づき作成

表-3 昭和8年度時局匡救土木事業費配当表(単位千円)

府県名	国事業費	府県・町村事業費	合計
東京	1,270	4,432	5,702
京都	844	2,125	2,969
大阪	1,677	2,674	4,351
神奈川	1,296	2,730	4,026
兵庫	800	3,942	4,742
長崎	500	2,460	2,960
新潟	665	3,470	4,135
埼玉	1,401	2,450	3,851
群馬	313	2,450	2,763
千葉	560	2,660	3,220
茨城	739	2,450	3,189
栃木	390	2,220	1,610
奈良	300	1,360	1,660
三重	368	2,383	2,751
愛知	1,420	3,444	4,864
静岡	1,192	2,660	3,852
山梨	521	1,770	2,291
滋賀	295	1,580	1,875
岐阜	1,803	2,243	4,046
長野	690	4,155	4,845
宮城	341	3,100	3,441
福島	557	3,330	3,887
岩手	320	3,200	3,520
青森	569	2,825	3,394
山形	1,322	2,510	3,832
秋田	705	2,150	2,855
福島	300	1,500	1,800
石川	292	1,600	1,892
富山	684	1,508	2,192
鳥取	230	1,950	2,180
島根	400	1,950	2,350
岡山	515	2,770	3,286
広島	1,401	3,110	4,511
山口	655	2,230	2,885
徳島	897	1,750	2,647
香川	180	1,770	1,950
愛媛		1,765	1,765
高知		2,560	2,560
福岡	110	1,650	1,760
大分	1,633	3,318	4,951
佐賀	620	1,820	2,440
熊本	283	1,400	1,683
宮崎	300	3,048	3,348
鹿児島	168	1,930	2,098
沖縄	370	2,895	3,265
合 計	29,897	113,969	143,867
内 道路	15,874	73,796	
" 治水	11,030	30,044	
" 港湾	2,993	8,429	
		1,700(指導費)	

出典：「昭和8年度農村振興其の他土木事業各府県割当決定」『道路の改良第15巻第4号』
道路改良会 1933年

したものであった。

なお当時の内務省管轄の公共事業の施行方式は、国直轄は直営で、地方庁、市町村の地方公共団体は原則として請負で行われていた。この原則として請負で行われていたのが、基本的に直営方式で執行されることとなったのであるから、民間請負業者からは強い反発があり、全国の土木請負業者が日比谷公会堂で集合して直営反対を主張した。しかし直営で執行されたのである。

それは農村漁村の不熟練者で、困窮な地元民の雇用を優先にし、公正に間違いなく賃金を行き渡らせるためであった。このため事業の効率性は無視されたのである。請負に出すと、直接的には請負業者に金が渡され、労働者に確実に支払われるかどうか不明である。特に当時、請負業者による中間搾取、賃金不払いが問題となっていた。また生活困窮者を公平にしようするかどうかは、不確かであり直営方式が前面に出たのである。

当時、全国で約11,300の町村があったが、それらに対する配分は国直轄、府県事業もあわせて基本的には次のような考えの下に行われた。農業、漁業の従事者数を基礎とし、これに全戸数または全人口、町村財政または財産状況、失業者数、窮農者数、納税額及び納税の成績、特殊農業生産額その他特有の事情を加味する。さらに既定の産業振興土木事業または農業土木事業の状況を配慮して各町村で普遍的に事業が行えるようにする¹¹⁾。

この基本方針の下、農村振興土木事業予算の府県への配分についてさらにみると、国、府県、町村事業全体を考慮し土木局より農村の窮乏の程度、府県の大小等に応じて割付けられた。知事の一部からは本当に窮乏しているのは東北地方及びその接続府県、さらに鳥取県などの特殊な地方であって全国均等に分配するのではなく重点的に分配すべきだとの意見もあった¹²⁾。しかし自分の府県は必要ないと手を挙げるところはなく、農家戸数と専業漁業戸数を基本にして定められたのである。因みに1933(昭和8)年度時局匡救土木事業の府県への配分は表-3の状況であった¹³⁾。さらに町村への配分は府県知事によって行われたが、一つの町村事業の規模は工事費で1000円~2000円が多かった。府県事業に比べて規模は小さかったのである¹⁴⁾。

農民の就労基準をみると、生活困窮者を優先させることは当然としたが、その具体的状況を全国的にみると概ね次のようであった¹⁵⁾。工事施工箇所が確定したらこの工事の就労圏内を決定する。この就労圏内の町村では、区長または方面委員による就労調査、あるいは就労希望者を申告させ就労名簿に登録させる。工事現場から要求があったときは、町村長が就労を通知する。また就労者に対して就労票を公布するものも少なくなかった。賃金の基準は地域的に差があったが、府県町村の地方事業でみると、1日当たり男性で1円から57銭、女性で61銭から39銭であった。

これら町村事業は、府県の指導監督によって進められた。このため府県では、国庫から4分の3の補助を得て臨時を中心に土木職員の増大を図った。町村に対する国庫補助は、国から町村に直接渡すのではなく府県を経由して行われた。工事執行する町村には技術者の数は極めて少なく、その能力に対し府県は疑問視していた。例えば某県の土木課長は「町村に県の設計を渡してやっても、そのまま満足に仕上がることは恐らく不可能のことではあるまいかと思う。」と述べている¹⁶⁾。

山形県下の町村事業の実情をみると¹⁷⁾、技術者を有する極めて少ない町村を除いて、他のすべての測量・設計は県で行った。従来、県は設計料を徴収していたが、今回は時局匡救の事業であるため徴収しなかった。施行に対しては土木の技術を有する「棒頭」を雇入れ、人夫の指導監督を行わせた。また県下には8ヶ所の県土木出張所があるが、それぞれ4～6名の増員をし各土木出張所員一人当たり2、3ヶ町村を分担させて指導監督させた¹⁸⁾。また随時、本庁の土木課員、地方課員を町村に巡視させた。なお現場での日々の会計、人夫の点検簿、材料受払簿、労働手帳の作成等の事務の整理には別途雇用された。

この事業により賃金は果たして困窮者にどれ位、行き渡っただろうか。全国的なデータではないが、1932（昭和7）年度で大阪府下農村では2万人の懐に平均15円くらいが潤ったと記録されている¹⁹⁾。

ところでこれまでの町村事業、中でもその請負には根強い不信感があった。当時の内務省土木局長は町村事業について「従来、稍もすれば世上より一種疑惑の眼をもって眺められており、行政上における

暗黒面視するものも少なくはないのであるが、事実また世上の避難、攻撃に値するような行政の行為も往々にして摘発されるのである」と述べている²⁰⁾。また「土木疑獄は町村工事の下請にほとんど全部起因している」と某課長は指摘する²¹⁾。

具体的には、府県事業の町村請負に対し、地元町村の負担を浮かせるために請負を希望するが、負担金以上の多額を浮かせ、鞘取りをやって下請けに出している。ひどいものになると道路事業のために補助金を出したら、他に流用し、ある時など小学校建設に使われていた等々。さらに町村事業の請負業者の決定は政党政派の支配の下で行われている、とも主張する²²⁾。

事業の執行についてみると、32年度予算では、府県道路事業と町村道路事業の間で、割り当てられた国庫補助範囲内で知事の判断により事業相互間での流用は認められた。府県道、町村道に対する道路事業の優先順位は知事に任されたのである。しかし道路と河川、港湾の間では認められなかった。たとえば府県執行の中小河川改良についてみると、それぞれの河川ごとの改良費は国によって定められ、この工事費の範囲内で施行区域及び施工法が府県によって計画された。

しかし河川・道路・港湾の間での流用を認めないことは、事業を執行する府県から大きな不満が出た。このため1933年度からはこれらの間での流用は認められ、府県の役割が一層大きくなったのである。なお事業の執行について年度内に消化し、翌年度の繰り越しは出さないよう厳しく指導された。

ここで3ヶ年で行われた時局匡救事業の評価について、東北地方に並び困窮者の多かった鳥取県についてみよう²³⁾。鳥取県は当時水害で有名な県で、その復旧費のため1918（大正7）年頃から1100万円にのぼる県債を負っている。このため全国に比類のない窮乏地域であったが、ここ数年来の不況によって拍車がかけられ、多数の失業者、窮乏者が続出した。彼らの日常生活の悲惨さについては、報道するのが憚るほどであった。

1932年度の産業振興、農村振興事業では合わせて総額121万6215円の事業が行われ、延べ632万2165人が就労し、十分とはいかないが県民公正の緒光を見るに到った。

その状況をみると、東伯郡某村では税金滞納のために差押処分を受けた者が全戸数530戸の内、40戸に上っていたが、匡救事業の恩恵によって30戸が納税した。その他の町村においても税金の2割や3割の滞納はほとんどであったが、匡救事業によって滞納額を完済した町村が182ヶ村の内8ヶ村に上った。また電燈料の支払えない者が多数いたが最近、完納の村が2ヶ村となった。電燈数の減少傾向は一時停止の状況となり、さらにその数が復活しつつある村が3ヶ村生じている。また西伯郡某村では1931年に成牛199頭、子牛66頭であったが、今日（1933年）では成牛209頭、子牛85頭に増加している。

一方、産業基盤の整備についてみると、気高郡某村では「赤坂」という高さ約100mの急坂があった。中でも峠に近い50m程は、神社の石段のように階段を造って昇降していて馬などは全く通わない。村民はここを朝夕越して、約20町歩の耕地に出向き生計を樹てていたが、近隣の集落からは「赤坂があるから娘を嫁にやらぬ」など言われていた。この峠の切り下げは村民の昔からの熱望であったが、匡救事業により総工費4,000円の第一期工事でもって直高15.8mの切り下げを行い、不便の大部分を取り除いた。これにより耕作上、多大の便益を受け、さらに久しく荒廃していた約10町歩の耕地を開墾・復旧することが出来た。

また東伯郡某村では、窮地に追い込まれていた村内の製材会社はその生産品搬出路の一部が改修されたので活気をみるようになった。さらに岩美郡某村では、道路改良により一ヶ年の間の運賃の差は810円に上った。木炭のみでも一ヶ年間360円の手取金を増すようになった。

5. おわりに

時局匡救事業の重大な特徴として、3/4の国庫補助の下、総額の約40%にあたる町村事業を行ったことがあげられる。1933年土木会議が設置され、第三次治水計画、第二次道路改良計画が策定され、社会基盤整備の新たな枠組みが設定された。治水計画では国庫補助による府県事業、道路計画では国直轄による道路改良が新たに公式に確立された。一方、町村事業は考えられておらず、町村事業は農村救済のための一時的措置であったことがわかる。

時局匡救土木事業は3ヶ年計画で行われ、基本的に3ヶ年で完了させるとの考えの下に事業は選定された。しかしうまい具合に3ヶ年ですべて竣工したわけではなかった。河川事業では産業振興事業と合わせ府県営により99河川で着工されたが、竣工したものは24河川であった。港湾事業では地方港湾改良事業として着手された61港のうち、竣工したのは19港湾であった。これらの事業は国庫補助の下、一般公共事業としてその後も進められていった。

一方、町村事業であるが、農村救済の時局匡救事業に続くものとして1934（昭和9）年度、1935年度に応急土木事業が行われ、この中で継続された。応急土木事業は1934年の室戸台風による風水害、西日本の旱害、東北地方の冷害、さらに蘭糸価の暴落によって被害を受けて特に窮乏甚だしい農山村で行われたものである。事業は国直轄による国道改良と府県及び町村施行の河川、道路、港湾、海岸工事であり、府県事業に対しては1/3、町村事業に対しては3/4の補助が行われた。

さて世界大恐慌に因を發した不況への対策として、1932（昭和7）年度から1934年度にかけて行われた時局匡救事業だが、景気は時局匡救事業が始まった1932年度から回復過程に入った。1934年には、まゆの値下がり、風水害、冷害などにより農村は再び不況に落ち込んだが比較的早く持ち直し、翌1935年には回復していった。この回復について為替相場の低落に起因する輸出の増大が最も大きく、これに続いて時局匡救事業などにより消費と資本形成に向けられた政府支出が重要な役割を占め、軍事支出に誘発された生産増加は、この時期、1割に満たなかったと評価されている²⁴⁾。時局匡救事業が社会安定の下支えとなったことは否定できないだろう。

注釈引用文献

- 1) 中川吉造「失業救済と土木事業に就いて」『土木学会誌第17巻第2号』土木学会1931年
- 2) 「産業振興土木事業予算の確定」『道路の改良第14巻7号』道路改良会1932年
- 3) 三善信房「不景気打開策としての土木事業」『水利と土木第5巻7号』1932年
- 4) 前掲 1)
- 5) 「時局匡救に関する事務打合会議」『水利と土木

第5巻9号』1932年

- 6)山本内務大臣は、「早く金の融通がつき、その結果が無駄にならぬものは土木事業に限る」と述べている。

「協力内閣最初の地方長官会議」『水利と土木第5巻第8号』1932年

- 7)内務省土木局「農村振興土木事業執行の状況」『水利と土木第6巻2号』1933年

唐澤俊樹「農村振興事業に就て」『道路の改良第14巻9号』1932年

- 8)武井群嗣「匡救事業の善後措置」『水利と土木第8巻4号』1935年

- 9)「協力内閣最初の地方長官会議」『水利と土木第5巻第8号』1932年

なお町村事業を幅広く取り入れたのは、農民の困憊状況を最もよく知っているのが町村であり、用地の買収難も容易に解決し、農民も自らの郷土の土木事業であるから工事の完全を期待することが出来るからだとの考え方も示されている。

唐澤俊樹「農村振興事業に就て」『道路の改良第14巻9号』道路改良会 1932年

- 10)内務省土木局「農村振興土木事業執行の状況」『水利と土木第6巻第2号』1932年

- 11)前掲10)

なお昭和7年度の農村振興土木事業開始にあたり栃木県は次のように述べている。 2分の1は人口に振り当て、残り4分の2は農村の状態を斟酌して配当し、4分の1は貧弱者及び失業者を基礎として割り当て、4分の1は生産額、町村基本財産、戸数割一戸相当税滞納状況等を斟酌していわゆる貧弱町村を決定して振り当てた。

農村振興等を議する内部部長土木部課長会議を覗いて」『道路の改良第14巻第9号』道路改良会 1932年

- 12)前掲9)

- 13)「昭和8年度農村振興其の他土木事業各府県割当決定」『道路の改良第15巻第4号』道路改良会 1933年

- 14)前掲10)

府県事業は昭和7年度において事業費総額2439万円を2,696ヶ所で行った。一ヶ所あたり9,000円となる。このうち直営は1,437ヶ所(53%)、地元(町村)請負988ヶ所(37%)、残りの約10%が民間請負であった。

- 15)前掲10)

- 16)「時局匡救に関する事務打合会議」『水利と土木第5巻第9号』1932年

- 17)木幡長命「山形県下の時局匡救土木事業梗概」『土木工学第2巻第4号』1933年

- 18)素人の農民や漁民を使つての仕事であつたので指導監督に「言語に絶」する苦勞があつたことが報告されている。

「時局匡救町村土木事業の全貌」『土木第26号』1935年

- 19)田中俊一「農村振興土木事業より農村土木の振興に及ぶ」『土木工学第3巻第10号』1933年

- 20)唐澤俊樹「時局匡救事業の執行について」『水利と土木第5巻第10号』1932年

- 21)前掲16)

- 22)奥山亀蔵「救済土木事業の施行方法」『水利と土木第5巻第10号』1932年

- 23)岸田正一「昭和7年度時局匡救事業の成績を顧みて」『道路の改良』第15巻第6号 1933年

- 24)中村陸英、尾高煌之助「日本経済史～二重構造」岩波書店1989年pp.60-61

A Study on the Emergency Relief Program
in the Early Term of SHOWA Era
- in Relation to Public Works Projects
implemented by Towns and Villages

The October 1929 stock-market crash on Wall Street, New York, precipitated a global economic depression (Great Depression), throwing the economy and people of Japan into a panic. In Japan, Korekiyo TAKAHASHI, on his appointment as the Financial Minister in December 1931, initiated reflationary measures through a program for aggressive public spending (Emergency Relief Program). The centerpiece of the program was a series of public works projects carried out from 1932 to 1934. In those projects, the Ministry of Home Affairs played a leading role, along with the Ministry of Agriculture and Forestry. This paper discusses public works projects implemented by Towns and Villages mainly. Those public works projects played very important role in Emergency Relief Program. Although they were organized as emergency measures, those public works projects had a great impact on the subsequent system for the execution of projects.